

## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成21年4月23日(木) 午後6時40分～午後7時45分

場所 小田原市役所 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田浩子

2番委員 青木秀夫 (教育長)

3番委員 桑原妙子 (教育委員長職務代理者)

4番委員 和田重宏 (教育委員長)

5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 木目田和義

生涯学習部長 和田豊

生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 桐生薫

教育総務課長 曾我勉

学校教育課長 伊澤秀一

教職員担当課長 西村泰和

教育指導課長 柳下正祐

青少年課長 瀬戸伸仁

課長補佐兼指導主事・指導担当主査兼相談担当主査事務取扱 栗畑寿一朗

(事務局)

教育総務課課長補佐・総務担当主査事務取扱 座間亮

教育総務課上級主査 瀬戸英樹

### 4 議事日程

日程第1 請願第1号 教科書採択についての請願

日程第2 報告第3号 事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について(教育総務課)

日程第3 議案第10号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて（生涯学習政策課）

日程第4 議案第11号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて（生涯学習政策課）

## 5 その他

- (1) 小田原市立学校教職員服務規程の制定について（学校教育課）
- (2) 平成20年度下半期寄付採納状況について（教育総務課）
- (3) 平成22年（平成21年度）小田原市成人式の日程について（青少年課）

## 6 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…桑原委員、山口委員に決定
- (3) 日程第1 請願第1号 教科書採択についての請願

座間書記（教育総務課課長補佐）が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…まず、教科書採択について御説明いたします。教科書採択とは、文部科学省の検定に合格した教科書目録に登載された教科書の中から、学校で使用する教科書を決定するものです。公立学校で使用する教科書の権限は、市町村や都道府県の教育委員会にあり、小田原市の小・中学校で使用する教科書は、市の教育委員会で決定をいたします。採択の方法は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』により定められており、基本的には4年に一度採択されることになります。

採択の流れとしては、文部科学省、神奈川県教育委員会の通知、「義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針」を基にして、教育委員会の定例会において小田原市の採択方針を定めていただくこととなります。その方針に添って、教育委員会が設置する検討委員会が調査員（専門的な知識を持った小・中学校の教員）に教科書1つ1つに対して調査研究を依頼し、資料を作成いたします。この資料が教育委員皆様の採択時の参考の1つとなります。採択時には、この資料と県教育委員会から送られる選定資料、教科書

展示会で寄せられた教員・保護者・地域の方の意見等を参考にさせていただきます。教育委員の皆様には、この間教科書全種目をお読みいただき、調査研究をしていただきます。最終的には、皆様がされた調査研究と、先ほど申しました資料を基に教育委員会の定例会で審議していただき、教科書採択をするという手順で進められます。

次に、請願について説明させていただきます。請願では、『教科書採択にあたっては教育委員会の権限と責任において採択すること』、『教育基本法及び学習指導要領改正の趣旨に照らして最もふさわしい教科書を採択すること』を求めています。まず、請願事項の1点目につきましては、平成20年4月付文部科学省通知「平成21年度使用教科書について」にも示されており、請願で求められるまでもなく、これまでも教育委員の権限と責任において採択がなされていると認識しております。請願事項の2点目につきましては、平成21年度の中学校用教科書の採択は、『教科書の無償措置に関する法律施行令第14条』の規定により、4年に1度行われる採択でございます。平成20年3月に新しい学習指導要領が告示されましたが、中学校での完全実施は平成24年度からで、新しい学習指導要領に基づき編集された教科書の採択は、平成23年度となります。今回の採択は、現行の学習指導要領に基づく教科書採択ということですから、請願の最後にあります「改正の趣旨に照らして」ということは難しいところがございます。

また、請願理由の中で「専門家でない人の判断を重視したほうがよいと思われる教科について、教育委員がより教科書に目を通していただくことが考えられる。」とありますが、専門家である調査員の意見等を参考にしながら、教育委員皆様ご自身の意見との相違点なども考慮して決定していく、これまでの採択の方法が、よい方法だと理解しております。専門家の意見も参考にすることは、極めて重要であると考えます。

さらに採択の方法について「無記名投票でおこなうこと」、教育基本法や学習指導要領の文言の一部（日本の歴史や伝統文化の継承）を取り上げ、教科書採択を求めていること、特定の教科に十分目を通すよう求めていること、がございます。これらにつきましては、静ひつな採択環境を確保する

意味でも採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう適切に対応するという趣旨とは異なる内容と考えられます。教科書採択は、教育委員会のなすべき仕事の中でも最も重要なものの1つであります。今後も、適正・公正な採択になるよう適切な採択環境と透明性の確保に努めてまいります。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べるができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございましたので、事情説明は省略し質疑に入ります。

和田委員長…先ほど教科書採択は4年に1度という説明がありました。今年、中学校の採択を行うと次回は平成25年度ということになりますが、平成23年度に実施するとのことでした。これは、新学習指導要領に対応した教科書の採択ということでしょうか。また、今回の採択の本市スケジュールはどのようになるのでしょうか。

教育指導課長補佐…次回の中学校の採択は、平成24年度から完全実施となる新学習指導要領に対応して、その前年の平成23年度に実施いたします。4年に1度の改正が原則ですが、次回は2年後の採択となります。これは、新学習指導要領に対応した新しい教科書を平成24年度から使用することによるものです。今回の改訂は、現行の指導要領に対応した教科書の採択となります。今後のスケジュールについては、スケジュール表をお配りして説明させていただきます。参考資料 No. 2「学習指導要領の改訂に伴う今後のスケジュール（予定）」の中段以降に教科書採択という欄がございますが、本来平成20年度に小学校の教科書採択の予定でしたが、昨年度1つの教科書会社からも編集されたものがございませんでしたので、継続ということになりました。平成20年3月末に告示された新学習指導要領が、小学校は平成23年度から、中学校が平成24年度から完全実施ということを受け、本来完全実施の前年度に採択を行うこととなります。記載されておりましたとおり、平成21年度の小学校では、現在編集しているものが検定に入っていく予定です。中学校においては、平成20年度に社会歴史的分野において1社検定に合格しておりますので、これを受けて前回の採択と同様の

方式をとることになります。今回は社会科の歴史的分野だけになりますが、調査員を設定して、採択を進めていく予定です。この後、5月の教育委員会定例会で教科書採択の基本方針を確認していく予定です。この教科書採択の基本方針を受けて、教科用図書採択検討委員会を開催し、その間調査員を選定し、調査員が調査・研究を行い、調査研究書を提出していただきます。そして、7月の教育委員会定例会において採択の決定をしていただく予定です。

桑原委員…事務局の説明の中で、「教育基本法や学習指導要領の文言の一部を取り上げ、教科書採択を求めている。」とありましたが、教育基本法や特に学習指導要領では、どのようなことを強調しているのでしょうか。

教育指導課長…教育基本法では、その目標の中で、1豊かな情操・道徳心と健やかな心身の育成、2勤労を重んずること、3正義と責任・公共の精神、4生命の尊重・環境保全、5伝統と文化・国際社会の発展と寄与の5つを取り上げています。また新学習指導要領では、1言語力をはぐくむ、2理数の力、3外国語、4伝統文化、5新しい時代に対応した教育、6規範意識、7健やかな体を改定のポイントとしてあげております。本請願では、伝統と文化ばかりが強調されていると感じております。

山田委員…請願では、「国語・社会について、日本の歴史や伝統文化の継承に関連が深い」としてありますが、他の教科では日本の歴史や伝統文化の継承については、あまり扱っていないということでしょうか。

教育指導課長…新学習指導要領では、伝統文化に関する充実について7つの項目の1つとして挙げられていますが、国語・社会以外にも、音楽の時間では唱歌や和楽器の充実、保健体育の時間では中学校で男女共に武道を必修にするなど例が挙げられております。この他にも学校教育はすべての中で総合的に行われるもので、総合的な学習の時間や生活科など伝統的な文化や歴史の尊重もあげられておりますので、国語・社会に限って強調しているものではないと考えます。

山口委員…教育委員になって日が浅いため確認させていただきますが、請願の中で「広く行われてきています教科ごとの無記名投票により、採択することが望ましいと考えます。」とありますが、小田原市の教育委員会の教科書採択

では、どのような採択の方法をとってきたのでしょうか。

教育指導課長…本市では、これまで挙手により採択を行ってきております。教科書採択については、教育委員会の権限と責任において採択されるべきものであり、各委員の責任を示すという趣旨から挙手という方法で行ってきました。

和田委員長…質疑も尽きたようですので、ここで請願に対する各委員の御意見及び取り扱いについて伺います。

青木教育長…教科書の採択に関しては、前回も権限と責任において採択してきましたが、その前までは地域で実施してきたものを、小田原市独自で実施する方法に変更になりました。小田原市独自で実施するということは、小田原市が責任を持って小田原の子ども達に即したふさわしい教科書を採択するための条件を確立する取り組みだったのではないかと思います。合わせて、採択に関わる活動も長期間に渡り取り組んできたと自負しております。そんな中、調査員からの報告や県からの資料、展示会からの市民の意見など十分考慮し採択を行ってまいりました。特に前回は、かなり膨大な数の教科書を渡されて、時間をかけて検討してきました。これらのことを考えてみますと、請願の趣旨である教育委員会の権限や責任において採択することや学習指導要領の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択することは、すでに小田原市の教育委員会においては、教科書採択において十分配慮・達成しているものだと考えています。そのようなことを考えると、今回の請願を採択することは適切ではないと考えますので、不採択でいいと思います。

和田委員長…それでは、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第1号「教科書採択についての請願」を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。

教育長からの意見にありましたように、各委員が教科書の採択にあたっては、十分資料等を確認いただいて教育委員会の権限や責任において採択す

るようよろしくお願いいたします。

(4) 日程第2 報告第3号 事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について  
(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

青木教育長…それでは、報告第3号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。去る4月1日付けで、別紙のとおり社会教育主事を任命いたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは御説明させていただきます。報告第3号の2ページを御覧ください。社会教育主事は、社会教育法に基づきまして社会教育を行うものに専門的、技術的な助言と指導を与えるため、教育委員会の事務局に置くこととなっております。社会教育主事の資格につきましては、中ほどの参考のところに掲げてありますが、生涯学習政策課 主任 小澤 雅史（おざわ まさし）については、社会教育法第9条の4の第1項において「大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの」を満たし、同項のロに該当しますので、平成21年4月1日付けで社会教育主事に任命したものでございます。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(5) 日程第3 議案第10号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて  
(生涯学習政策課)

提案理由説明…教育長、生涯学習部次長

青木教育長…それでは、議案第10号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。社会教育委員につきましては、推薦母体でありま

す小田原市自治会総連合の役員交代、及び小田原市校長会の4月1日付けの教職員の人事異動に伴う推薦替えによるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習部次長…それでは、御説明申し上げます。小田原市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。現在、社会教育委員は、平成20年8月1日から平成22年7月31日までの2年任期で、継続中ですが、このたび小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、佐宗修二氏及び遠藤隆佳氏が、また小田原市自治会総連合の代表として委嘱しておりました相川文雄氏が平成21年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任として、新たに小田原市校長会から、小田原市立報徳小学校長の音淵洋子氏及び小田原市立国府津中学校長の野崎裕司氏を、また小田原市自治会総連合から副会長の石川信雄氏をそれぞれ御推薦いただきましたが、社会教育委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6)日程第4 議案第11号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて(生涯学習政策課)

提案理由説明…教育長、生涯学習部次長

青木教育長…それでは、議案第11号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。郷土文化館協議会委員につきましては、推薦母体であります小田原市校長会の4月1日付けの教職員の人事異動に伴う推薦替えによるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習部次長…それでは、御説明申し上げます。小田原市郷土文化館協議会委員は、



小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。現在、郷土文化館協議会委員は、平成19年9月1日から平成21年8月31日までの2年任期で、継続中ですが、このたび小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、奥村裕氏が、平成21年3月31日をもって委員を退かれることとなりました。その後任として、小田原市校長会から小田原市立国府津中学校長の野崎裕司氏を御推薦いただきましたが、郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) その他報告事項1 小田原市立学校教職員服務規程の制定について(学校教育課) 教職員担当課長…別紙資料1をご覧ください。「小田原市立学校教職員服務規程の制定について」を御報告させていただきます。これまで、教職員の服務に関する事項については、県立学校職員服務規程に準ずる形で取り扱っていましたが、今回、市教育委員会として、服務規程を制定いたしました。服務について、新しく規定したものは、ほとんどございません。従来、書面化していなかった内容を改めて確認する形で、制定いたしました。ただ、今回の制定により、一つだけ、新たに規定したものがございます。2ページ目の第6条にあります。教職員の身分証明書の発行でございます。これまで、教職員の身分を証明するものがなく、身分証明書の発行をという要望がありました。そこで、証明書を発行することになりました。これらの服務規程の作成により、服務の徹底を図っていきたいと考えております。

(質 疑)

桑原委員…今まで身分証明が無かったということですが、どのようにされていたので

しょうか。

教職員担当課長…共済組合の保険証等で公立学校の職員であることを証明していたことはございますが、その他口頭や名刺を作成して対応をしておりました。

この現状を考慮して、今回小田原市立の教職員であるということの証として、身分証明書を作成させていただきました。

桑原委員…他市ではどのような状況なのでしょう。

教職員担当課長…正確ではありませんが、2～3の市では身分証明書を作成しているとのことでした。

(その他質疑・応答なし)

(8) その他報告事項2 平成20年度下半期寄付採納状況について(教育総務課)

教育総務課長…別紙資料2をご覧ください。「平成20年度下半期寄付採納状況について」を御報告させていただきます。平成20年10月から平成21年3月までの教育委員会に寄せられた寄付の内容であり、全部で22件ございました。主なものとして、6番目の足柄刺繍は生涯学習政策課に寄せられたものですが現在市長室に飾られております。18番と19番は毎年交通安全を目的に新入学の児童に贈られているものになります。また、12番のステアエイドという障害者用の階段昇降機は、今回小田原白梅ライオンズクラブの結成30年を記念して下曾我小学校に設置されたものでございます。

(質 疑)

桑原委員…13番のハンドベル一式は、城山中学に寄付されたようですが、学校で使われるということでしょうか。

教育総務課長…学校の授業やクラブ活動で使用されるようです。

山田委員…6番の足柄刺繍は大変高額ですが、歴史のある古いものなのでしょうか。

教育総務課長…非常に新しいもので、作成された上田さんご自身が技量を高められ完成させた精密な刺繍です。

(その他質疑・応答なし)

(9) その他報告事項3 平成22年(平成21年度)小田原市成人式の日程について  
(青少年課)

青少年課長…別紙資料3をご覧ください。「平成22年(平成21年度)小田原市成人式の日程について」を御報告させていただきます。小田原市及び小田原市教育委員会では、毎年1月の第2月曜日の「成人の日」に、新成人を対象として、その将来を祝福し、社会人としての自覚を高めるために、成人式を成年の集いとして開催しております。平成22年の開催につきましては、成人の日が、正月の恒例行事の「消防出初式」と重なることから調整いたしまして、成人の日の前日となります平成22年1月10日(日)に開催することにいたしました。開催日程の変更につきましては、成人式の対象者をはじめ他方面への影響を考慮して、出来るだけ早い時期に周知徹底が必要であることから、成人式対象者全員に例年8月に発送している開催日のお知らせと運営委員の募集通知を前倒しして、なるべく早くお知らせしたいと考えております。また、ご協力いただいております関係団体等にも広報おだわらやホームページなどを利用して周知を図ってまいります。

(質 疑)

桑原委員…日程の変更は承知いたしましたが、今年成人式に参加して、真面目な人も大勢いましたが、そうでない人も見受けられました。何か市として考えられないものかと思うのですが…

山田委員…人の話を聴かない一部の参加者もいましたが、静かに話を聴いている方も大勢いました。

桑原委員…特に、運営委員として一生懸命やっている方も大勢いました。

和田委員長…基本的には、運営委員の人達が企画運営をしているとは思いますが、主催する側の指導・助言をすることもあっていいのではないかと思います。

青少年課長…対象者は1,900人近くおまして、現在は記念品等も無く、当日来られる方は1,200~1,300人程度で、会場に全員入れるという状況

ではございません。また、小田原市民でなくとも当日里帰りをした希望者なども参加できるような形をとっております。

和田委員長…成人式の内容についての御意見でしたが、来年の成人式に生かしていただけるように、よろしくお願いいたします。

(その他質疑・応答なし)

(10) 委員長閉会宣言

平成21年5月21日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（山口委員）